

保護者各位

インフルエンザによる出席停止の通知書

光ヶ丘保育園

お子さんは、インフルエンザのため学校保健安全法第 19 条の規定（保育所等においても準用することとされています）により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。その期間の基準は次のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し回復してから登園するようにしてください。

登園にあたっては、医師の指導のもと保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、保育園へご提出をお願いします。

医師の診断により 5 日を経過せず登園が可能となった場合は、「証明書」の提出が必要となります。「証明書」が必要な場合は、保育園へご連絡ください。

..... キリトリ

保護者が記入

光ヶ丘保育園 園長 様

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日： 令和 年 月 日（診断型： A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登園再開日： 令和 年 月 日（ ）

（登園再開には次の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下表に、「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日 : 令和 年 月 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 3 日を経過している。 ⇒ 解熱した日 : 令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

保護者 様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

高崎市福祉部 保育課

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童が登所（園）を再開する際には、医師に「治癒証明書」をいただいております。令和2年から令和3年におけるインフルエンザ流行期においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、保育所等への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。次回流行期以降の扱いにつきましては、改めてお知らせいたします。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登所（園）が可能になった場合は、「治癒証明書」が必要となります。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登所（園）可能予定日を確認
- (2) 速やかに保育所等に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師が認めた「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登所（園）し保育所等に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」（幼児の場合）

※ 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後3日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて3日を経過した日となります。

※日数の数え方など、記録方法がわからない場合は保育所等へお問い合わせください。

出席停止期間のめやす表 インフルエンザ様症状が始まった日を0日目とします。

区分		発症日 0日目	発症後 1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
例1	発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱								
例2	発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱							
例3	発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱						
例4	発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱					
例5	発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱				

※「発症した後5日」、「解熱した後3日」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登所（園）再開とはなりません。登所（園）再開には、両方の基準を満たす必要があります。